

まことにして

一つなる教会をめざす

日本基督教団  
福音主義

# 教会連合

2010.6 ▶ 第396号

## 説教

### 形より筋、筋より読み

エゼキエル書 第37章1〜28節

大三島義孝  
東京  
◆  
碑文谷教会牧師

「形より筋、筋より読み」とは、囲碁の格言の一つです。特に、囲碁棋士、故藤沢秀行九段愛用の格言でありました。

★

「形」とは、次の一手の石の急所のことです。囲碁には形が大事です。石には良い形、正しい形というものがありません。強い人はこの形がくずれ、弱くは嫌います。この形が身につけば、アマ有段者と言われます。どういふ世界でも、習い事でも、形が大事です。

しかし、「形より筋」が大事です。「筋」とは数手一組ある時には長手数数の石の流れのことです。筋に入るといふように言います。つまり、筋は、囲碁における部分的な展開のことです。形が静的なものとするならば、筋は動的なものといえましょう。筋には流れがあります。形が守りの形ならば、筋は攻めの手筋とも言えます。確かに形よりも

筋が大事です。筋が見えれば、アマ高段者と言われます。

しかしながら、「筋より読み」が大事というのが藤沢九段の言葉です。形や筋はいろ

いろな教材で覚えることができます。しかし、読みは人から学ぶことができません。読むこと、考えることが碁の本来的基本だということです。

「読み」というのは解釈のことでありましょう。含蓄のある言葉だと思えます。私たちは読まないで不利になつたり、考えないで後悔したりしています。形や筋に溺れ、一番大事な読むことをおろそかにしているのではないでしょう

うか。

★

エゼキエル書の第37章は、「枯れた骨の復活」、「一つとなる民」の預言です。バビロンに捕囚されたイスラエルの民の、その回復と一致を預言したものです。

谷の枯れた骨が、主の言葉によって集め合われます。その骨の上に筋が生じ、肉が生じます。そして皮膚が覆います。そしてそこに霊が吹き込み、殺されたものが生き返るようになります。

ユダとイスラエルの分かれた二つの民が、一本の木に結ばれます。二つの国が一つになります。このように民は主を知り、主は民の真ん中に住まわれます。

★

エゼキエルの預言は、本来の意味を越えてさまざまイメージをもつて読まれてきました。一つは、私たちは、神の息により、体が組み合わされて再び生かされます。体の復活のイメージです。また一つは、神の民の再生の預言、組織(教会)の再生のイメージです。何よりも私たちは、神の言と神の霊により新しく組み合

わされ、再び神さまに用いられようとしています。そして神さまの教会がつくられます。私たちは、「形より筋、筋より読み」というように、姿や形、また筋に固定されません。誰もが、神さまの読みのうちに歩んでいます。御心を知りつつ歩むということではないでしょうか。

★

神さまの御心は、十字架と復活のキリストにあらわされました。神さまは、この復活のキリストを教会に与えてくださいました。そして、教会はキリストの体であり、この教会にキリストが満ち、生きていてくださっています。

私たちは、死の谷の枯れた骨でありました。しかし、神さまは、私たちに筋を生じさせ、肉を生じさせ、皮膚を覆い、組み立ててくださいました。私たちが教会の生きた枝としてくださいました。聖霊の働きです。

神さまの御心と息吹とを、私たちは、今、聞き、知っています。大事なことは、神さまの「形より筋、筋より読み」です。

# 「戒規」とその手続きについて

## 《5》

東京神学大学教授  
福音主義教会連合神学研委員長

山口隆康

### 「戒規」と「処罰」について

**Q** 「戒規」は信仰指導・訓練であり、懲罰ではないことを繰り返し学びました。しかし、教会には「罰則」がないということであれば、何をしても許されるのですか。

**A** そうではありません。確かに教会としての日本基督教団には、懲罰規定はありません。過ちは罰則によって矯正するのではなく、「戒規」によって指導することで、十分に対応できると考えるからです。

**Q** しかし、現実の教会においては、刑法・民法上の「不法行為」が起こるのではないのでしょうか。そして多くの場合、「戒規」による指導では「不法行為」への対処も処理もできないように思います。教会がそのような事態に直面したら、どうしたらよいのでしょうか。教会には「戒規」があるといいながら、結果として「犯罪行為」を許容してしまうことになりませんか。

**A** もっともな指摘です。教会法（日本基督教団の「教憲・教規」や「戒規施行細則」）は、世俗法（国家法）とはその法源が異なります。「法の存在形式」が違いますから、両者を分けて運用せねばなりません。日本国憲法も「信教の自由」と「政教分離」の原則を定め、両者の区別を明確にしています。そのことを踏まえた上で、日本基督教団の教会においては、教会法として「戒規」を運用し、不法行為に対しては「戒規」とともに「国家の法律」を尊重します。

**Q** 「国家の法律」を尊重する、ということを具体的にわかりやすく説明してください。

**A** では具体的事例をあげて説明してみます。先月号で紹介したT教区の「○○○○教会」における事例では、教会役員である信徒が戒規に附され「陪餐停止」という信仰指導がなされた事を紹介しました。戒規の執行にあたって、役員会が三つの「事実確認」をしました。

①役員会の席上で根拠なしに牧師に対し「あなたはセクシャルハララスメントをした」と人格権を傷つける発言をし、撤回の指導にも従わなかった。

②会計役員として、役員会の機関決定を無視して「私的予算案」を執行し、役員会での是正勧告にも従うことを拒否し続けた。

③「○○牧師はセクハラ牧師である」という虚偽の内容を記載した文書をT教区、M支区、K教区、神学大学関係者など広範囲に複数回にわたって郵送等により散布した。

以上三点が信仰指導の対象でした。教会法（教規・施行細則）による指導については、先月号で紹介したとおりです。

この信徒自身は、「戒規」の適用は不当であると主張し続け、①②は撤回する意志はなく、③はその後も継続的に教区、支区、神学大学関係者に虚偽文書の散布を続けました。牧師も教会役員会もこの信徒の暴走行為を止めることができない事態になりました。ここで教会が直面したのは「戒規」の適用による指導の限界です。「戒規」は當事者の自由を尊重し、本人の改悛に期待するだけで強制力をもちません。このようなケースで「不法行為」をやめない場合どうするかが問われることとなります。

**Q** 「戒規」による指導に限界がある場合、戒規による指導は止めて、「国家の法律」に任せるといふことですか。

**A** そうではありません。信仰指導に限界はありません。「戒規」による信仰指導は教育・訓練ですから、あきらめることなく続けられねばなりません。今回の事例では、戒規による信仰指導と並行して、国家の法律（刑法・民法）的手続きをとるか否かが問題にされました。それが「信仰上の理由」で国家の法律が犯されているならば、

教会はその信徒を国家の権力から護らねばなりません。それが「信仰と思想以外の理由」で犯された不法行為であれば、場合によって告発や提訴の責任が生じることになります。

このケースにおいて②は、教会（宗教団体）内部の自治の問題ですから、国家の法律は無関係です。教会内部で処理せねばなりません（しかし、もし教会の資金を横領したとしたり刑法・民法の法律の適用の可能性が生じます）。①と③の問題は、基本的な人権に関わり、事案としては刑法と民法に抵触する可能性があります。

**Q** 要するに「刑罰は国家に任せる」という考え  
方なのでしょうか。

**A** それほど単純ではありません。教団内には「戒規」の適用さえ刑罰であると主張する人がいますが、それは「戒規」について無知であるだけでなく、国家の法制度や訴訟についても無理解な  
のではないかと思います。

「民事訴訟法」は、人と人、会社と人などの私人の間の紛争を解決するための手続きで、相手に刑罰を求める法制度ではありません。「刑事訴訟法」は当事者が犯罪行為を行ったかどうか、刑罰を科すべきかどうか等について、判断するための法律的手続きで、被害者は告訴できませんが、訴訟は検察官だけが起訴することができます。

**Q** 先ほどの事例で①と③は、民法、刑法上の不法行為なのですか。

**A** その可能性ががあります。人格権の侵害行為という不法行為にあたります。名誉を毀損され

た人は、人権侵害に対して「法律による救済措置」を求めることができます。民事事件として損害賠償や名誉回復のための処分（謝罪広告等）を求めるだけでなく、その行為の差止請求することもできます。不法行為によって発生した損害の範囲は、物質的な損害に限られず、精神的な損害（名誉・信用など）も含まれます。

犯罪行為に反社会性が強い場合には、刑事手続きで相手の処罰を求めることもできます。とくに③の誹謗中傷する文書の撒布問題は、名誉毀損罪、すなわち「ある人が、多数の人または不特定の人  
が知り得る状況下で具体的な事実を表示し、他人に対する社会的評価を失墜させる行為を行った場合」（刑法第230条）の名誉毀損罪に該当する  
からです。

ここで強調したいことは、国家の法律もすべてが罰則を目的としたものではないということ  
です。とくに最近は「人権救済措置」に関わる法制度が整えられ、各地の法務局では人権相談所を設け、人権侵害事実を確認した場合は、救済措置を取るようになりまし  
た。インターネット上での人権侵害や名誉毀損に対する対処は実に迅速になされるようになってい  
ます。

「裁判沙汰（訴訟）」は悪か？

**Q** でも「訴訟」は、「この世の裁判所」に訴える  
ということだと思えます。そんなことをしている  
のでしょ  
うか。教会内  
のことは教会内部で  
処理すべきで「裁判沙汰」にすべきではないと思  
うのですが。

**A** キリスト教会の中に「信仰なき者に訴え出る  
な」（第一コリント6章参照）という通念が  
定着しています。しかし、今は古代ローマ帝国の  
時代ではありませんので、市民社会における「裁  
判・訴訟」とは何かを冷静に考えてみる必要があ  
ります。

日本基督教団が、教団内部に教会裁判所を設け  
ていないことは、「法的能力のある社会」の中に  
存在するプロテスタント教会という立場を選び  
取っていることを意味します。簡単に言えば、信  
仰上のことは、罰則ではなく、戒規によって対応  
する。信仰上でない次元の不法行為は、公共社会  
における「法の支配」に委ねるという立場なので  
す。たとえば信仰以外の理由で禁錮以上の刑に処  
せられた場合は、役員になる資格を失うことも教  
規で定められています（教規第99条）。国家の法  
律で不法行為によって有罪とされた者は教会の職  
務に就くことができない、という考え方が採用さ  
れています。

事例に挙げた「○○○○教会」の場合は、刑法  
上の告訴の道はとらず、役員会で議題とした上で、  
民法上の提訴の手続きをとっています。訴えを提  
起せざるを得なかった理由は、特に③の人権侵害  
文書の頒布行為を差止め止めるために法律的手続き  
以外の道がないためでした。

**Q** 教会法と世俗法（国家の法律）は矛盾するこ  
とはないのでしょうか。

**A** 両者は相互に抵触することはありません。ま  
た両者は、いずれが主、いずれが従という関  
係ではありません。教会は、国家法と教会法を共  
に尊重し「法の支配」の実現を求めます。「戒規」

は、あくまで信仰の自由において執行されず。

### 「戒規」の三要素

**Q** もう一度、「戒規の目的」を教会法の観点から教えてください。

**A** 戒規には「戒規の目的」として「戒規は、教団および教会の清潔と秩序を保ち、その徳を建てる目的をもって行うものとする。」(戒規141条)と記されています。この文言をさらに説明しているのが戒規施行細則です。

信徒の戒規は(イ)「信徒にして信徒たる体面に係る行為ありたる時」(戒規施行細則第9条)と規定されています。教師の場合は、(ロ)「教師たるの体面を汚す行為ありて、教会又は教団の名誉を傷つけたるとき」(戒規施行細則第3条②)、「戒規、戒規施行細則又は教会規則に違反し、教区又は教団の秩序を紊る行為ありたる時」(戒規施行細則第3条③)、また(ハ)「教師にして教規、戒規施行細則又は教会規則に違反する行為ありて教区又は教団の教務に支障を生ぜしめたる時」(戒規施行細則第2条)と記されています。

これらを整理しますと、

(イ) 信徒の戒規、すなわち「信徒たる体面に関わる行為」

(ロ) 教師の戒規として「戒規の目的」そのものを破壊する行為である「信仰告白・教憲・教規に関わる戒規」

(ハ) 教師の戒規として「教務に関わる戒規」の三つに分けられます。

**Q** (イ) 信徒の戒規、(ロ) 信仰告白や教理に関わる戒規、(ハ) 教務に関わる戒規、以上の三つが戒規の三要素であることがわかりました。しかし(ハ)の「教務に関わる戒規」は、教職だけでなく、信徒の場合は対象にならないのですか。会計役員の問題行動や怠慢行為は戒規の理由にならないのでしょうか。

**A** そこはかなり難しい解釈になります。「信徒たる体面に関わる行為」の規定をどのように解釈するかですが、教師の場合は「教務に関わる戒規」の規定があるのに、信徒の場合は無いわけですから、戒規施行細則においては、信徒の職務怠慢や問題行為を戒規の対象には想定していないと考えられます。

個教会において会計役員が献金を横領する問題行為があった場合等は、判断が分かれると思います。①刑事告発、民事での損害賠償請求などの国家の法律に委ねるか、②法律的不法行為にはふれないで戒規問題にとどめるか、③戒規の適用と刑事・民事の法律手続きの両方を進めるか、などが考えられます。

さらに難しい解釈は、教団総会や教区総会で選挙で選任される「教務に関わる職務」に信徒が就任したケースです。その信徒が職務に関わる問題行動をした場合、その信徒の職務に関わる問題行動を戒規の対象として想定していません。その信徒の所属教会役員会が、「信徒たる体面に関わる行為」があったとして戒規の対象にすることができるといふ解釈の可能性はあります。戒規とは違う指導の道が想定されているとも考えられます。

**Q** 「信仰告白・教理に関わる戒規」については初めて知りました。戒規というと、倫理的に道を踏み外したときに適用されるものと考えていました。誤った教えを公言したり、聖礼典の誤った執行をしたりする教師は、この理由で戒規の対象になるのですか。

**A** そうです。「教理の戒規」と言われたりします。「戒規は、教団および教会の清潔と秩序を保ち、その徳を建てる目的をもって行うものとする。」(戒規第141条、戒規施行細則第1条)と戒規の目的が定められています。戒規の第一の目的は、信仰告白(教理)が産み出す教会の清潔と秩序を護ることにあります。その意味では「教理の戒規」がもっとも重要な戒規であると言えます。

**Q** 教師の戒規を執行すると停職や免職に附すことになり、人権問題が起ると指摘する意見がありますが。

**A** その心配はありません。もし戒規の執行が人権問題を引き起こすことになるとしたら、戒規を持つ日本基督教団は人権抑圧団体になってしまいます。「日本基督教団教憲・教規および諸規則」と国家の法律とは矛盾していません。人権問題を引き起こすという意見は、両者に矛盾があるということですから、具体的条文を示して議論しないと、法律を政治的プロパガンダに利用することになってしまいます。法律的に対処する事と政治的に対処することは基本的目的が違いますので、キチンと分けて議論してほしいと思います。

## プロテスタント日本伝道 150年記念 伝道フォーラム in YOKOHAMA 2009

於：センター北駅前礼拝堂  
2010.11.3『21世紀の新しい伝道—  
「キリスト教学校教会」を建設する意義』

報告 東京◆玉川平安教会員 日野原 七繪

2009年11月3日午後2時から、プロテスタント日本伝道150年を記念する伝道フォーラムが、日本基督教団五反田教会・玉川平安教会の郊外伝道の拠点であるセンター北駅前礼拝堂で開催されました。

テーマは宣教師によるプロテスタント日本伝道の歴史を振り返りつつ新しい伝道の展開を願い、学校教会建設の可能性を考えることとされました。

出席者55人が与えられ礼拝堂はほぼ満席で、その中にキリスト教主義学校で働く教師(牧師)が10人以上おられたこと、約3年前にこの地に開設されたセンター北伝道所から求道者を含め13人の出席者があったことを感謝して報告いたします。

★  
発題講演は、山口隆康牧師(五反田教会・玉川平安教会牧師、東京神学大学教授)、濱田辰雄牧師(前聖学院教会牧師・聖学院みどり幼稚園園長)、東方敬信牧師(青山学

院大学教授)の先生方によってなされました。

開会祈祷の後、山口牧師は「教会とキリスト教学校の関係」について日本伝道の歴史から第二次世界大戦後の日本基督教団の歩みを顧み、今後の日本における伝道は教会とキリスト教主義学校が協力し学校教会建設の道を考える必要があると大胆に語られました。

濱田牧師は「キリスト教学校と教会」について聖学院と滝野川教会とが「伝道における一体化」を目指し、数回に渡り交わされた覚書により設立された緑聖教会の試みと歩みを紹介され、具体的な学校教会建設のイメージと課題及び伝道に対する新しい認識を与えてくださいました。

★  
休息後、東方牧師が第二次大戦後日本において功利主義と結びついた人間教育がされていることを指摘、その結果としての現状をアンケート(学生数2万人)や多くの事例を挙げて示されました。そして、今こそキリスト教教育

が必要であると強調され、キリスト教文化は長い革命の途上にあると語られました。それに続く活発な質疑応答の時を含めて午後5時半まで、出席者全員が沢山のパワーをいただき実りある3時間半を過ごすことが出来ました。

★  
今日、日本の教会を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。献身者・受洗者数の減少と教会員の高齢化によって各地に無牧の教会が増えつつあり、教会そのものの存続すら危ふまれる声も聞かれます。ほとんどのキリスト教主義学校が学校教会を持たず、クリスチャン・コードの廃止によるキリスト者教師の減少に悩み、学生たちが卒業と同時にキリスト教から全く離れてしまうという現実に直面しています。キリスト教学校教会の建設は、やわらかい心を持つ若い日に全能の神さまの存在とその限りない愛を伝え、信仰の継承者を育てることに必ず結びつくことを確信しまし

た。  
学校と教会がお互いを必要とし尊敬と感謝を持ちつつ折り合って建設される学校教会が、これからの日本における伝道の一筋の光となることを信じ、共に祈り働きたいと心から願います。

最後に閉会祈祷が捧げられ、感謝と希望に満たされて全てのプログラムが閉じられました。



## リレー連載 6

近藤勝彦著

## 『キリスト教の世界政策』をめぐって

神奈川◆相模原教会牧師  
辻川 篤

## 第15章 スピリチュアリティとキリスト教の救い

伝道と教会の文脈の中に

この著書は、近藤勝彦先生が各地各会で講演されたり発表された論文が、改めて「キリスト教の世界政策」という文脈に構成された一冊です。それは、それぞれで語られた課題が「現代文明におけるキリスト教の責任と役割(副題)」という視点を貫いて語り直されているということ。そこに、一書となった有り難さがあるのだと思います。それは何より、読み手が先生に導かれながら、それぞれの教会の地域的・時代的危機や困難の中に入りながら、再び希望を抱いて派遣される確かな方向性を与えられるということです。今回の「スピリチュアリティ」も、その文脈の中に入れられているのです。

今教会には、時代的煩悶の中にあつて心も身体も傷ついている方々があります。またどの教会も高齢の兄弟姉妹がおられるでしょう。それは、病と老いと死に向かい合うことなしに教会生活は無いということではありませんか。近藤先生は、そういう現実の中に

立つ私どもに神学的筋道を通して下さるのです。

まず「救い」と「スピリチュアリティ」はどのように関係し、さらに『このころの援助』とどう関係するのかとの問い掛けから始めて下さいます。そして「1. スピリチュアリティとは何か」「2. キリスト教的スピリチュアリティ」「3. キリスト教の救いとは」「4. 神の救済とこのころの援助」「5. 創造的な病」という順序で語られます。

スピリチュアリティとは

先生は「スピリチュアリティ」という言葉の内容を定められて「一般的なスピリチュアリティ(一般的靈性)とキリスト教的スピリチュアリティとを区別」され、人間にとつての支えとなる後者を展開されていきます。「一般的、人間学的な意味でのスピリチュアリティがキリストにあつて新しく造られ、神の霊が共にあり、その恵みの支配の下に置かれて、神の霊に従つて歩む、そういうあり方が『キリスト教的スピリチュアリティ』であり…このスピ

リチュアリティは私たちの『支え』となります。否、それを支える神の恵みが私たちに『助け』を与えます」と語られます。「神が私たちの主でいてくださるならば、私たちに自由があり、命と喜びがあるわけです」と。

そこで私どもには思うことがあります。それは、そのような神との関係に入られた人が、現にある苦しみはどういう助けを得るのかということ。近藤先生は、私どものそのような「伺いたい」と思う急所に答えて下さるので

救いこのころの援助

私たちが信仰によってあずかる救いは、心理的・医療的救いとどう関わるのか、または別ものなのか。先生は「今信仰によって神の救いにあずかっていることは、全体的な救いと関係することによって、あの『関連』をもたらし

バラではないのです。神の国の完成を待っている中間時にあつては「相互の区別がありながら、すでに相互の関連も生じている」と。

そしてその区別と関連の中で、キリスト教的救いが様々な心の痛みに対して持つリアリティを告げられます。「神の救いのリアリティは、『神が共にいてくださる』という『霊的リアリティ』で、心理学や他の諸学が把握する実在を超えて「もつとリアルなリアリティです」と。そして「神を信じ神と共にあつて生かされているスピリチュアリティは…心の重荷、傷、破れ、痛み、不安、絶望の中で、心に援助を与えてくれるはず」と教えて下さるのです。副題に示された現代におけるキリスト教の役割は、この章を読んで、現代が抱える心の援助においてもだと思わされます。一部の熱狂主義に陥るのではなく、逆に心の痛みは教会外の次元とするのでもない。本当に教会が立つ場を示されたように思います。全ての教会に集う人に読んでもらいたい著書です。

## カオリさんの 教会再発見

6

### 礼拝堂



東京神学大学常勤講師  
センター北伝道所牧師 小泉 健

日曜日の朝。礼拝が始まる少し前の時間です。カオリさんとモトム君は、並んで礼拝堂のベンチに座っています。カオリさんがよく座っている、中央の列の前から3列目のベンチです。

礼拝堂に入った時、カオリさんがスタスタと前に進んで行ってしまっているので、モトム君が声をかけました。「ねえ、ぼくはなるべく後ろに座ったほうがいいんじゃないかな。部外者なんだし。」

カオリさんは振り向いて、モトム君の顔をまじまじと見つめます。急にどうしたんだろ。神様を拝みに行くのだからと、きっちりスーツを着込んで、あとは体一つでぶつかっていくぞと意気込んでいたのに。

「いちばん前の席は金の席。ゴールドン・シートよ。」

それだけ言って、カオリさんはまたスタスタと前に進みます。カオリ

さんが3列目のベンチに腰掛けると、モトム君もちゃんとついてきていて、隣に腰をおろしました。「でもさ、信者の人が前に座って、部外者は後ろに座ったほうがいいんじゃない。」

まだ言ってる。「うーんとね。『礼拝の部外者』っていいんじゃないかな。『この人は部外者』っていうふう考えたことないよ。モトム君みたいに『礼拝に初めて来た人』がいるだけで。」

「でも教会のメンバー・シッブはあるんだろ。」  
「うん。でも礼拝をするときには、教会員かそうでないかの区別はぜんぜんないと思うわよ。」  
「ふーん。」

それっきりモトム君は黙って、礼拝堂を見回しています。カオリさんもまねをして、礼拝堂を見回してみ

ました。  
モトム君にはここはこういうふう

に見えているのかなあ。

カオリさんにとっては、礼拝堂はなんとなく心が静かになって、気持ち落ち着く場所です。

どうして落ち着くんだろう。天井が高くて、広々としているからかなあ。それともあまりモノがなくて、すっきりしているせいかしら。

カオリさんの教会の礼拝堂は、ベンチが3列。左右の列は、内側に向かって少し角度がつけてあります。礼拝堂の前の部分には三つのものが置いてあります。

「ねえ、前にあるあの三つは何なの。」  
「左側のは司式者や説教者が立つ説壇。マイクが見えてるでしょ。」

「うん。そんなもんだと思った。」

「右側のは洗礼盤といって、洗礼式の際に水を入れる水盤なの。」

「ふーん。」

「で、真ん中の大きいのが聖餐卓。えーと、なんだろうな。『聖餐』という式の時にパンと杯を置く台なんだけど……。」

「ああ、『さん』って『晚餐』の『餐』ね。じゃあ、あれは食卓だね。」

食卓？ そう言っているのかな。そう言われてみればそうよね。そうか。礼拝堂の真ん中にあるのは食卓なんだ。

### 礼拝堂

礼拝堂の私たちは、教会によってさまざまです。皆がまっすぐ前を向いて座る礼拝堂もあれば、中央をぐるりと取り囲んで座る礼拝堂もあります。こげ茶色の木材を組み、採光を抑えた薄暗い礼拝堂もあれば、白い壁に外光をふんだんに取り入れた明るい礼拝堂もあります。

礼拝堂の表情がそのように多様である一方で、共通していることもあります。プロテスタントの教会の場合、絵画、彫刻などを置きません。聖なるものを指し示す象徴となるものを使わないということです。礼拝堂は基本的に空っぽなのです。

礼拝堂の中心に、三つのものが置かれています。カオリさんとモトム君が注目した、説教壇、洗礼盤、聖餐卓です。カオリさんの教会のような礼拝堂のほか、説教壇も聖餐卓も中央に据える礼拝堂、また、三つのどれも中央に置かず、三つを結んだ三角形の中心が中央に来るように配置している礼拝堂もあります。

これらの三つで行われる説教、洗礼、聖餐が礼拝の中心となります。説教、洗礼、聖餐はいずれも、神の言葉を取り次ぎます。神の言葉によって空の礼拝堂が満たされることを願いつつ、礼拝をさせられます。

## 主イエスの肖像

15

B・R・ハイドン画  
《幼子たちを祝福される  
主イエス・キリスト》フエリス女学院大学准教授  
鳥居坂教会員 近藤 存志

イングランドの南西部、ロンドンのパディントン駅から鉄道で3時間半ほどのところに風光明媚な港湾都市プリマスがある。ここから18、19世紀、近代イギリス画壇に名を残す優れた画家が相次いで生まれた。

一人目はプリマス郊外のプリムトンの出身でロイヤル・アカデミー初代院長を務めたジョシュア・レノルズ卿（1723年生まれ）、二人目は今回取り上げるベンジャミン・ロバート・ハイドン（1786年生まれ）、三人目は次号で扱う予定のチャールズ・ロック・イーストレイク卿（1793年生まれ）である。

みが画家の才能を開花させたというわけでもないようである。むしろレノルズという18世紀イギリスを代表する巨匠がプリマスから誕生し、その事実がその後同郷出身者に目標を与え、結果的に人生を芸術に賭ける若者たちが18世紀後半に生まれることになったと思われる。

子どもの頃から絵を描くことを好んでいたハイドンが、1804年の5月に画業で身を立てるべくロンドンに出る決意をした時も、彼が目標としたのはレノルズであり、レノルズが理想視した歴史的、神話的、宗教的テーマを扱う高尚な芸術の追求であった。

\* \* \*

ハイドンの画家としての人生は、自尊心を傷つけられる経験と、それを克服しようと自らを鼓舞する日々の繰り返しであった。彼は信仰熱心な良き家庭人であったが、主として経済的な困窮と当時のイギリス画壇

の主流派になかなか認めてもらえないという苛立ちが彼を苦しめた。

ハイドンは国王ジョージ4世を含むイギリス上流社会のために作品を描く機会に恵まれながら、おそらくは彼の気難しい性格が影響して、ロイヤル・アカデミーとの良好な関係を築くことができなかった。彼は、時流の美的趣味にこびることを嫌い、売れる作品を描くことを好まず、自分の画風の追求に熱心であった。そんな彼を、歴史小説の大家ウォルター・スコット卿や桂冠詩人ワーズワースなど多くの文化人が支持し、キーツにいたっては自身のソネットの中でハイドンを「今日地上にいる偉大なる精神」とさえ詠った。それでもハイドンの経済状況が安定することはなかった。貧しさからハイドンは借金を繰り返し、負債を理由に投獄されたこともあった（負債の返済不履行は当時のイギリスにおける最も一般的な投獄理由であった）。

しかし、こうした資金繰り以上に画家ハイドンを苦しめたのは、彼の視力であった。画家を志す以前から彼は視力に深刻な問題を抱えていた。

\* \* \*

《幼子たちを祝福される主イエス・キリスト》(Christ blessing the little Children, 1837) は、そんな彼の視力が制作活動に実際に影響を与えたこ

とを示す一例として取り上げられる作品である。それは、当時リヴァプールにあった眼の不自由な子どもたちのための学校の付属礼拝堂の壁面を飾るためにハイドンに依頼された（現在はリヴァプール美術館所蔵）。マタイによる福音書19章で主イエスが「天国は幼子のような者の国である」と説かれた場面を描いたこの作品には、礼拝堂を訪れる一般市民に對して、同校運営の意義をキリスト教信仰の文脈で訴えるときに、同校を支援する道義的責任を喚起しようとする意図が込められていた。

ハイドンの視力がこの作品に大きな影響を及ぼしたと考える人々は、幼子らを祝福される主イエスの「長すぎる両腕」に注目している。ハイドンの息子が後に語ったところによれば、ハイドンはあまりの視力の低







わられる。肩からしなやかに長く延びた両腕は、幼子たちを御前に招き大いなる祝福によって包み込む主イエスの御姿をかえって劇的に表現している

下から自分が描いた像の形状やバランスを正確に把握することがままならなかった。彼は複数の眼鏡を重ねて使用したり、顔をほとんどキャンバスに押しつけるようにして描かなければ、制作中の作品の色も形も確認することができなかった。大きなキャンバスにバランスのとれた人体を描くことは、彼の視力をもっては至難の技であったに違いない。作品から離れて構図を再確認するにも、アトリエの限られた空間でそれは容易でなかったであろうし、たとえそうすることができたとしても彼の視力でははっきりと像を捉えることはできなかったに違いない。

しかし、この〈長すぎる両腕〉という、おそらくは彼の視力の故に引き起こされた偶発的デフォルメは、この宗教的テーマ画にはふさわしい効果を生み出す結果になったと思

ように見える。

ハイドンの死は突然訪れた。それは芸術家としての自己の存在価値を否定されたと彼が感じた挫折の経験のさなかでの悲劇だった。

ハイドンは1812年以来、イギリス国会議事堂の内部の装飾、芸術に強い関心を寄せ、議会や政府に対して積極的な提案を行っていた。ところが1830年代にそれまでの議事堂が焼失し、新議事堂再建が始まると、その内装に関する事業は同郷の出身者で嘗てハイドンのもので絵画を学んだイーストレイクの主導で行われることになった(次号参照)。かねてよりこうした事業の必要を訴えていたハイドンは、結局蚊帳の外に置かれてしまった。

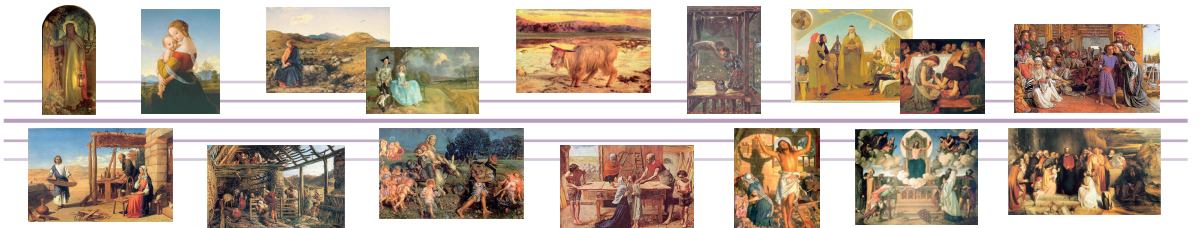
1840年代に新議事堂の内部を飾るフレスコ画の下絵を募るコンペティションが複数回にわたって開催された際には、ハイドンも2回、作品を応募した。しかしいずれも落選してしまい、この経験は国家というパトロンを獲得することを夢見ていたハイドンには大きな挫折になった。それでも彼は応募した下絵のうち2つを絵画作品として完成させ、1846年、個展を開催し、自らの芸術を世に問うた。しかしこの展覧会に対して、当初ハイドンが期待し

ていたような好意的な反響は起きなかった。展覧会は開催期間を前倒しして終了し、彼には負債だけが残った。自分が芸術家として完全に否定されたと感じたためであろう、彼はその年の6月、自ら命を絶った。

芸術家が自らの芸術的技量が世に認められることを欲するようになったのは、ルネサンス以降のことである。それまでは芸術は徹底してキリスト教信仰に奉仕するものであり、信仰告白的行為として実践された。その芸術創造の行為には現世的名声を欲する感情など入り込む余地はなかった。言わば〈作者不詳の美学〉が息づいていたのである。しかしルネサンスの時代に芸術をとりまく精神環境に大きな変化が生じた。芸術家はパトロンの後援のもとで旺盛な創作活動を展開し、個人の名声を高め、それによって次のパトロンを獲得していった。ルネサンスはりの大様式を目指したハイドンが、ルネサンス以降の芸術史から引き継いだのは、その画風だけではなかった。彼は、世俗の強大なパトロンを獲得するという野心と、ルネサンス以降多くの画家たちの心をとらえつつけてきた現世的名声への欲求をも受け継ぎ、結果的にその挫折に苦しむこと

になったと思われる。

シリーズ▶主イエスの肖像 1～14



上段左より▶①W・H・ハント画《世の光》②W・ダイス画《聖母子》③W・ダイス画《悲しみの人》④W・H・ハント画《贖いの雄山羊》⑤E・C・バーン＝ジョーンズ画《慈悲深い騎士》⑥F・M・ブラウン画《ペトロの足を洗う主イエス》⑦W・H・ハント画《神殿の中で見つけられた救世主キリスト》⑧J・R・ハーバート画《ナザレで両親に仕える我らの救い主》⑨W・B・スコット画《キリスト降誕》⑩W・H・ハント画《無垢な子どもたちの勝利》⑪J・E・ミレイ画《両親の家のキリスト》⑫W・H・ハント画《死の影》⑬W・ダイス画《宗教》⑭R・S・ラウダー画《謙遜を説かれる主イエス》

## 7月 聖書日課

## 31 / 土

歴代誌下第14章  
ヨハネによる福音書

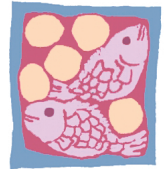
第6章1-15節

さて、イエスはパンを取り、感謝の祈りを唱えてから、座っている人々に分け与えられた。…

11節

弟子たちは、この日の出来事を生涯忘れることはありませんでした。少年が差し出したパン5つと魚2匹を主が祝福されると、男だけでも5千人の人々が食べて満腹したのです。主が与えて下さった恵みでした。

主イエスは「我らの日用の糧を今日も与へたまえ」と祈りなさいと言われましたが、よく考えてみると、私たちは日々主に与えられたものにより生かされています。「主よ、あなたはなくてならぬものをお与え下さいます。日用の糧と罪の赦しを感謝します」と今日も祈りましょう。



## 献金感謝報告 ▶ 2010年4月11日～2010年5月10日 ◀

## ▼個人献金

塚本洋子*	広石教会	5,000
餅田由紀子	銀座教会	2,000
古木勝敏	銀座教会	4,000
中野偕子	安中教会	2,000
吉本幸嗣・紀子	香里教会	5,000
北村知子	小金教会	2,000
春原禎光	柏教会	10,000
酒井久美子	銀座教会	3,000
松永政和	泉ヶ丘教会	2,500
長山信夫・順子	銀座教会	20,000
町野英樹	大坂教会	36,000
寺尾康弘	久里浜教会	3,000
鈴木優子	小松川教会	2,000
中島菊江	銀座教会	1,000
須田 拓	相模原教会	5,000
大見川昭子①	大坂教会	3,000
吉本田鶴子①	大坂教会	3,000
山本松太郎①	大坂教会	3,000
福永嘉彦①	大坂教会	1,000
菱沼将光	銀座教会	1,000
富岡良輔	銀座教会	1,000
岩井玲子	銀座教会	2,000
平山清太郎	銀座教会	2,000
富士松武子	銀座教会	2,000
犀川珠子	銀座教会	3,000
大西幸子	銀座教会	2,000
白土辰子	銀座教会	2,000

津村早苗	銀座教会	1,000
池田星美	銀座教会	2,000
吉田 彪	銀座教会	2,000
吉澤昇作	銀座教会	2,000
市川テル	大坂教会	3,000
大見川昭子②	大坂教会	3,000
吉本田鶴子②	大坂教会	3,000
山本松太郎②	大坂教会	3,000
福永嘉彦②	大坂教会	1,000
神谷和子	銀座教会	10,000
小高マリ子	銀座教会	2,000
吉田朋子	銀座教会	2,000
豊原明子	銀座教会	2,000
津村尚子	銀座教会	1,000
飯島幸子	銀座教会	1,000
笠原全司・康子	銀座教会	2,000
牧野賢三	銀座教会	2,000
山野周市	銀座教会	1,000
原 文子	銀座教会	2,000
飛鳥陽一	銀座教会	5,000
河上民雄	銀座教会	2,000
小林美恵子	銀座教会	3,000
阿部博子	銀座教会	1,000
高橋禮子	銀座教会	1,000

合 計 184,500

## ▼教会献金

大坂教会★	41,660
熊本白川教会	10,000
静岡教会	70,000
相模原教会(有志)	18,000

合 計 139,660



\*印はイースター献金です。  
★印は受難週聖餐礼拝特別献金です。

# 聖書日課 7月

## 25 / 日

出エジプト記

第12章 21 - 28節

主がエジプト人を撃つために巡るとき、鴨居と二本の柱に塗られた血を御覧になって、その入り口を過ぎ越される。滅ぼす者が家に入って、あなたたちを撃つことがないためである。 23節

主がエジプト人の初子を撃たれる日、イスラエルの人々はその夕暮れに小羊を屠って、その血を入口の二本の柱と鴨居に塗りました。

それにしても、他の何かではなく小羊の血が塗られて、イスラエル人のしるしとなったことは印象的です。柱と鴨居に塗られた小羊の血は、私たちにとっては、十字架上で血を流された主イエス・キリストです。主は、世の罪を取り除く神の小羊です。

## 26 / 月

歴代誌下第9章

ヨハネによる福音書

第4章 27 - 42節

あなたがたは、『刈り入れまでまだ四か月もある』と言っているではないか。わたしは言うておく。目を上げて畑を見るがよい。色づいて刈り入れを待っている。既に、35節

「あなたがたは、『刈り入れまでまだ四か月もある』と言っているではないか」(35節) その時、主イエスは、神の国の収穫の時をまなざすことのできない弟子たちの不信仰を見通されておられました。「目をあげて畑を見るがよい」。主イエスは弟子たちにそう呼びかけられます。

私たちは、いつもこの世を自分の常識に当てはめて受け止めます。自分なりに考え、努力し、働きます。しかし、どこかでそれがすべてであると思い込んでしまい、神の現実を忘れてしまうのです。「畑」とは神の御業がなされる場所です。神の救いは、今ここに備えられているのです。

## 27 / 火

歴代誌下第10章

ヨハネによる福音書

第4章 43 - 54節

イエスは言われた。「帰りなさい。あなたの息子は生きる。」その人は、イエスの言われた言葉を信じて帰って行った。 50節

「主よ、子供が死なないうちに、おいでください」それは役人の必死な願いでした。何とか病気の息子を助けたい。主イエスに厳しく不信仰を戒められても引き下がるわけにはいきませんでした。そこで、主は「あなたの息子は生きる」と言われたのです。役人がそれを信じたと同時に、息子は癒されました。私たちはここで何を学ぶのでしょうか。それは、この役人が、しるしを見て信じる信仰から主の御言葉を聞いて信じる信仰へと導かれたことです。私たちも、目に見えるものにより頼むのではなく、主の救いのお言葉に信頼する者でありたいと思います。

## 28 / 水

歴代誌下第11章

ヨハネによる福音書

第5章 1 - 18節

イエスは言われた。「起き上がりなさい。床を担いで歩きなさい。」 8節

ベトザタの池。そこは人生の苦難と孤独をなめつくす病者が癒しを求めて集まる場所でした。本来は助け合わねばならない集団であったはずですが。しかし彼らは、他人を出し抜いて、我先に癒されようとする自己中心性の凝り固まりのような集団でした。

主イエスは、38年間も病気で苦しんでいる人に近寄られて問われます。「良くなりたいか」と。彼に求められたのは、自分の不幸を他人のせいにするのではなく、主イエスの御言葉を信じ、従うことであります。信仰とは、主の呼びかけに応じて、自己中心の床をたたんで歩き出すことなのです。

## 29 / 木

歴代誌下第12章

ヨハネによる福音書

第5章 19 - 30節

はっきり言うておく。死んだ者が神の子の声を聞く時が来る。今やその時である。その声を聞いた者は生きる。 25節

ここには驚くべき主の御言葉が記されています。これは、主イエスによる確かな約束であり、宣言でもあります。24節の「死から命へ」とは大変に不思議な言葉にも思えます。この場合、死も命も単なる肉体のことではないことがわかります。肉体的に生きていても、死の現実もあれば、命の現実もあるのです。主イエスが約束される命とは、罪と死に対するの勝利を与えるものです。私どもは、終わりの日に聞くべき神の子の声を、今聞くことができるのです。主イエスの言葉を聞いて、神を信じる者は、すでに永遠の命の中に生かされているのです。

## 30 / 金

歴代誌下第13章

ヨハネによる福音書

第5章 31 - 47節

あなたたちは聖書の中に永遠の命があると考えて、聖書を研究している。ところが、聖書はわたしについて証しをするものだ。 39節

聖書を読む秘訣があります。聖書には初めから終わりまで一貫した主語があるのです。「主が……」。よく勘違いして「わたしが……」を主語にして聖書を読んでしまうことがあります。すると聖書が語ろうとしていることが見えなくなるのです。

「主が……わたしに」。そう思って聖書を開いてみると、聖書がよく見えてきます。聖書が証しているのはイエス・キリストです。このお方が私たちに永遠の命、神との交わりを与えて下さるのです。

## 7月 聖書日課

19 / 月

歴代誌下第3章  
ヨハネによる福音書  
第2章 23 - 25 節

しかし、イエス御自身は彼らを信用されなかった。それは、すべての人のことを知っておられ、人間についてだからでも証ししてもらう必要がなかったからである。… 24・25 節

主イエスのなされる奇跡は、多くの人を引きつけ、それによって、イエスの名を信じる者が生み出されました。奇跡は、神の愛をあらわす証しとしての出来事です。

しかし、人々はこれを、人の知恵によってメシア性を判断する材料としてしかとらえなかったのです。私たちが、出来事の背後にある御心を正しく受け止めることの難しさが示されています。しかし、主イエスを救い主として受け入れるとき、神の知恵が私たちの中に満たされるのです。

20 / 火

歴代誌下第4章  
ヨハネによる福音書  
第3章 1 - 15 節

イエスは答えて言われた。「はっきりしておく。人は、新たに生まれなければ、神の国を見ることはできない。」 3 節

ユダヤ人の指導者ニコデモが、夜ひっそりと主イエスをお訪ねした時に、主が語られたお言葉です。「新たに生まれる」。そのことこそ、私たちにとって最も大切なことであると、主は教えられたのです。5 節に「水と霊によって生まれなければ」とあるように、それは洗礼を受けて、新しい人間とされることです。ニコデモが驚いたように、確かに「新たに生まれる」とは驚くべきことです。しかし、主イエスはそれを実現し、私たちが神の国を見ることができるよう、この世に来て下さったのです。

21 / 水

歴代誌下第5章  
ヨハネによる福音書  
第3章 16 - 21 節

神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。独り子を信じる者が一人も滅びないで、永遠の命を得るためである。 16 節

黄金の聖句と呼ばれ、多くの人々に親しまれてきた御言葉です。福音の真理が最も凝縮した形で示される箇所であると言ってよいでしょう。

神が独り子をお与えになった。「与える」には、「遣わす」と「渡す」との二重の意味があります。神は独り子をこの世に遣わし、世に渡されました。ここには暗闇を光に変える犠牲の愛が示されます。私たちは、この十字架のキリストに現された神の献身によって永遠の命を得ることを約束されているのです。

22 / 木

歴代誌下第6章  
ヨハネによる福音書  
第3章 22 - 30 節

花嫁を迎えるのは花婿だ。花婿の介添え人はそばに立って耳を傾け、花婿の声が聞こえると大いに喜ぶ。だから、わたしは喜びで満たされている。 29 節

バプテスマのヨハネが、彼の弟子たちに語った言葉です。花婿とは主イエス・キリストのことであり、花嫁とは主のもとに集まる人々のことです。

バプテスマのヨハネは、主イエスを証しする者としての役割を自覚していました。そして、小さな自分が「花婿の介添え人」とされていることに大きな喜びを覚えていたのです。「あの方は栄え、わたしは衰えねばならない。」(30 節)。しかし、主イエスの友とされているならば、それは喜びに満ちた告白なのです。

23 / 金

歴代誌下第7章  
ヨハネによる福音書  
第3章 31 - 36 節

その証しを受け入れる者は、神が真実であることを確認したことになる。 33 節

誰もが揺るぎなき歩みを求めているのではないかと思います。私たちの歩みは、どのような確かさに支えられるのでしょうか。真実と呼べるものは、人間の側にあるものではなく、神の側にしかないのです。神が真実であるという地点に立つ歩みこそ、変わり行く世にあって確かな歩みになるのです。

そこで大切なことは、主イエスの証しを受け入れることです。主を受け入れ、喜んで迎えることができるようになる時に、神が真実であることが、私たちの歩みの揺るぎなき確かさとなるのです。

24 / 土

歴代誌下第8章  
ヨハネによる福音書  
第4章 1 - 26 節

しかし、まことの礼拝をする者たちが、霊と真理をもって父を礼拝する時が来る。今がその時である。なぜなら、父はこのように礼拝する者を求めておられるからだ。 23 節

主イエスはサマリアの女に、水の問題をきっかけにして「永遠の命に至る水」についてお語りになりました。それは、ご自身を通して、神との永遠の交わりが回復される、それを明らかにするためでした。この対話は「まことの礼拝」の問題へとのぼりつめます。「霊と真理をもって」とは「キリストにおいて」ということです。私たち人間の罪は、キリストの犠牲の愛によって赦され、父なる神を生き生きと礼拝できるようになるのです。主がおられるところに「まことの礼拝」はすでに始まっています。

# 聖書日課 7月

## 13 / 火

歴代誌上第27章  
ヨハネによる福音書  
第1章29 - 34節

その翌日、ヨハネは、自分の方へイエスが来られるのを見て言った。「見よ、世の罪を取り除く神の小羊だ。」 29節

洗礼者ヨハネは、洗礼を受けようと自分の方へ来られる主イエスを見て「見よ、神の小羊だ」と叫びました。神の小羊、主イエス・キリストは、世の罪を取り除くためにこの世に来られたのです。ヨハネはこの方について本当には知らなかった。なぜなら、神で自身が、聖霊によってお示しにならない限り、真理は隠されたままだからです。しかし、ヨハネは、天から鳩のように降る聖霊が主イエスに留まるのを見ました。神が明らかに示されるからこそ、ヨハネもまた、人々に指し示すことができるのです。

## 14 / 水

歴代誌上第28章  
ヨハネによる福音書  
第1章35 - 42節

イエスは、「来なさい。そうすれば分かる」と言われた。… 39節

聖霊によって、「神の小羊」主イエスを指し示した洗礼者ヨハネの証しを聞いて、ヨハネの2人の弟子は、主イエスに従う者となります。「来なさい。そうすれば分かる」と、主イエスは絶えず私たちを招いておられます。

最初に主イエスに従ったヨハネの弟子のうちのひとり(アンデレ)は、その兄弟(シモン・ペトロ)に出会うと、「わたしたちはメシアに出会った」と証言します。主イエスとの出会いを与えられた者は、今度は人々を招く者として遣わされます。「来て、見なさい」と、人々に呼びかけ、主イエスとの出会いへと導くのです。

## 15 / 木

歴代誌上第29章  
ヨハネによる福音書  
第1章43 - 51節

更に言われた。「はっきり言っておく。天が開け、神の天使たちが人の子の上に昇り降りするのを、あなたがたは見ることになる。」 51節

ナタナエルはフィリポの証しを受け入れませんでした。フィリポはここで、さらなる言葉を重ねようとはせず、「来て、見なさい」と、ナタナエルを主イエスのもとへと導き、出会いをもたらします。主イエスを「知らない」ナタナエルに対して、主イエスは彼の全てを知っておられます。その事実にくれたとき、ナタナエルは主イエスを受け入れます。主イエスは地上における神の現臨そのもの、天の門であり、すべてを光のもとへと引き出されるのです。

## 16 / 金

歴代誌下第1章  
ヨハネによる福音書  
第2章1 - 12節

イエスは母に言われた。「婦人よ、わたしとどんなかわりがあるのです。わたしの時はまだ来ていません。」 4節

主イエスが婚礼に参加されたことは、神と人との新しい契約としての婚姻を祝うことに通じます。このことが、ぶどう酒の奇跡を通してもたらされることは、十字架の贖いの血と結びつきます。この時、主イエスは母マリアに向けて、新しい関係の始まりを告げられるのです。親と子、隣人との関係、全ては新しくされる。しかし6つの水がめは、完全(7)に後一步欠ける今の現実をあらわします。

十字架と復活を経て、主イエスはその贖いの御業を成し遂げられ、私たちはその恵みに与るのです。

## 17 / 土

歴代誌下第2章  
ヨハネによる福音書  
第2章13 - 22節

弟子たちは、「あなたの家を思う熱意がわたしを食い尽くす」と書いてあるのを思い出した。 17節

主イエスは、預言者がそうしたように、象徴行為をもって真理をお示しになりました。しかし、この行動は、律法学者や長老たちといった反対者に、主イエス殺害の理由付けを与えてしまいました。主イエスの、父なる神への愛と熱意とがこの行動に駆り立てていることを弟子たちは知っていました。その結果は十字架上の死です。

しかし、神は主イエスを復活させ、新しいまことの神殿として、私たちにお与えくださいました。私たちはこの主イエスに結ばれて、まことの礼拝者とされているのです。

## 18 / 日

出エジプト記  
第3章1 - 8節

神が言われた。「ここに近づいてはならない。足から履物を脱ぎなさい。あなたの立っている場所は聖なる土地だから。」 5節

ホレブとはシナイ山、後に律法が授与されることになる神の山です。燃える柴の中から、神の呼びかけがありました。

「履物を脱ぎなさい」とは、神の主権への服従を求めるものです。モーセは逃亡生活(苦難)のさなかに「聖なる地」に導かれ、神のみ声を聞きました。そして、その全生涯が神の御前に歩むこととなります。

## 7月 聖書日課

7

／水

歴代誌上第22章  
ルカによる福音書

第24章 36 - 43節

…「なぜ、うろたえているのか。どうして心に疑いを起こすのか。」  
38節

弟子たちは、復活された主イエスが現れた時、「恐れおのきの、亡霊を見ているのだと思った」とあります。主が復活されることは、あらかじめ約束されていた出来事でした。主イエスは3度もそのことを弟子たちにお語りになっていたはずでした。それなのに、弟子たちは信じる事ができず、恐ろしくなってしまうのです。それが弟子たちの本当の姿、いや人間そのものの姿です。

しかし主はそういう私たち人間を責められるのではなく、むしろ焼いた魚を食べ、復活の出来事が現実の出来事であることを自ら示されたのでした。

8

／木

歴代誌上第23章  
ルカによる福音書

第24章 44 - 49節

…高い所からの力に覆われるまでは、都にとどまっていなさい。」  
49節

主イエスは、ご自分の復活の出来事が聖書に約束されたものであることを弟子たちにお示しになられました。それは、彼らがただ復活の出来事を信じることができるためというだけでなく、彼らが世に出て行って主の復活の証人となるためでした。主イエスは弟子たちに、復活の「証人」として立てられるために「聖霊がくだる」のを待つように命じられました。聖霊の導きがあって初めて、彼らは復活の証人となることができるのです。恐れずにただじっと、神がきつと約束を果たしてくださることを信じて待つ。それがキリスト者に求められていることなのです。

9

／金

歴代誌上第24章  
ルカによる福音書

第24章 50 - 53節

そして、祝福しながら彼らを離れ、天に上げられた。  
51節

主イエスが天に戻られる時、手を上げて弟子たちを祝福されました。弟子たちは、主イエスの祝福に満たされたのです。もう彼らには恐れはありませんでした。祝福の恵みの中で、彼らには「復活の証人」となるための大きな使命が与えられるのです。主の祝福があったからこそ、弟子たちは恐れから解放され、エルサレムに戻る勇気を持つことができたのです。主の祝福は人を恐れから解放するのです。

私たちも主の祝福があるからこそ毎日を生きていくことができ、祝福の恵みがあって初めて、恐れずに復活の証人となることができるのです。

10

／土

歴代誌上第25章  
ヨハネによる福音書

第1章 1 - 18節

言は肉となって、わたしたちの間に宿られた。わたしたちはその栄光を見た。それは父の独り子としての栄光であって、恵みと真理とに満ちていた。  
14節

天地創造に先立つ、あらゆることの初めに、言がありました。この言は、父なる神とともに永遠の昔から存在しておられるのです。すべてのものは、この言によって創造されました。

この言はやがて、人となってこの世に降られました。言が肉となって私たちの間に宿られたのです。人智を越えたこの神の御業に、私たちはただ、御前に沈黙し、主のご降誕の神秘を黙想し、栄光と讃美と誉れを捧げるのみです。

11

／日

創世記

第45章 1 - 8節

わたしをここへ遣わしたのは、あなたたちではなく、神です。神がわたしをファラオの顧問、宮廷全体の主、エジプト全国を治める者としてくださったのです。  
8節

神の恵みの備え、見えざるご計画、すなわち摂理のことが繰り返しヨセフの口から語られています。和睦は過去を忘れることによってではなく、事実を神の光の中で見ることによっておこりました。

主語の転換です。神が主人であることを知り、人生において神が主人となる時、状況は変わってきます。その神はひとり子を死に渡してまで、私たちを罪から贖い出してくださいました。

12

／月

歴代誌上第26章  
ヨハネによる福音書

第1章 19 - 28節

ヨハネは、預言者イザヤの言葉を用いて言った。「わたしは荒野で叫ぶ声である。『主の道をまっすぐにせよ』と。」  
23節

洗礼者ヨハネは、主イエスを指し示すために遣わされます。神の御言葉を宿し、託された御言葉を人々に語る者が預言者と呼ばれます。御言葉を持ち運び、主イエス・キリストの恵みを人々に伝えることのできる者は、神の前に自分自身を低くして、弱さと貧しさを認め、受け入れる人々です。自分が輝くのではなく、栄光に輝くお方を指し示すことしかできない。自分自身も、そのお方の輝きを映すことでしか見出すことができない。そのことを知ることこそ、神の知恵、真理であり恵みなのです。

## 聖書日課

7月

1 / 木

歴代誌上第17章  
ルカによる福音書

第24章1-7節

…「なぜ、生きておられる方を死者の中に捜すのか。あの方は、ここにはおられない。復活なさったのだ。まだガリラヤにおられたころ、お話しになったことを思い出さない。」  
5・6節

女性たちが見つけたもの、それは、空になった墓だけでした。しかしそのことが、すぐに主イエスの復活を証するものではありません。輝く衣を着た人が語ります。「思い出せ、人の子は必ず、罪人の手に渡され、十字架につけられ、三日目に復活することになっている」と。

これから何が起こるのか、私たちは自ら詮索したり、思い悩んだりすることはありません。救いの道はすでに示されているのです。

2 / 金

歴代誌上第18章  
ルカによる福音書

第24章8-12節

そこで、婦人たちはイエスの言葉を思い出した。そして、墓から帰って、十一人とほかの人皆に一部始終を知らせた。  
8・9節

女性たちは、主イエスが語られたことを思い出していません。12弟子だけではなく、女性たちにも、いいえ、私たちにも、主はご自身の歩まれる十字架と復活の道について、既に語っておられるのです。

私たちは、この救いの物語の外にいないわけではありません。時と場を超えて、代々の教会と共に、主イエスのもたらされた救いの物語を分かち合っているのです。

復活の証言は、主のみ言葉そのものの中に豊かに与えられているのです。

3 / 土

歴代誌上第19章  
ルカによる福音書

第24章13-17節

話し合い論じ合っていると、イエス御自身が近づいて来て、一緒に歩き始められた。しかし、二人の目は遮られていて、イエスだとは分からなかった。  
15・16節

弟子たちは、主の十字架に至るまでの出来事一切を思い出さず、話し合い論じ合っています。彼らは、復活の主が変貌されていたから気づかなかったではありません。彼らは一切を主イエスから聞いていたはずなのです。しかし、聞いたその時には、その意味を理解することも、受け入れることもできなかったのです。

今、彼らは思い出しています。思い出す時にこそ、かつて語られた言葉を理解することができるのです。

4 / 日

創世記

第37章23-36節

それより、あのイシュマエル人に売ろうではないか。弟に手をかけるのはよそう。あれだって、肉親の弟だから。」兄弟たちは、これを聞き入れた。  
27節

偉そうに振る舞うヨセフを憎んだ兄たちは、はじめヨセフを殺そうとしましたが、イシュマエル人の隊商に売り渡すことにしました。実際にはミディアン人の商人たちが兄たちの気付かない内にイシュマエル人に売り渡すことになりました。兄たちにとってヨセフの行くえは分かりません。ヨセフにとっても自分がどうなっていくのか不安であったに違いありません。

しかし、ヨセフが殺されないで済んだことも含めて、神の御手がヨセフとイスラエル族の上にあります。御手の導きを信じる信仰を教えてください。

5 / 月

歴代誌上第20章  
ルカによる福音書

第24章18-27節

そして、モーセとすべての預言者から始めて、聖書全体にわたり、御自分について書かれていることを説明された。  
27節

弟子たちは、主イエスのご生涯全体、とりわけ十字架の出来事によって示された福音を思い出さず語り始めます。しかし、復活の証言はありません。主がご自身について証しして下さるまで、彼らの証言は不完全なままなのです。主イエスは彼らの不信仰をおとがめになります。それは、すでに聖書の中に、主の復活の証言が語られているからなのです。しかし、彼らを主はお赦しになります。そして、ご自身で、聖書を説き明かされるのです。

6 / 火

歴代誌上第21章  
ルカによる福音書

第24章28-35節

一緒に食事の席に着いたとき、イエスはパンを取り、賛美の祈りを唱え、パンを裂いてお渡しになった。すると、二人の目が開け、イエスだと分かったが、その姿は見えなくなった。  
30・31節

弟子たちが主イエスであることに気づくのは、食卓の主となられた方が、祝福してパンを裂き、彼らにお与えになったその時です。この物語は、弟子たちだけのものではありません。私たちもまた、主イエスをこのような形で知ることが許されているのです。

私たちが主の食卓に与るとき、主の語られた言葉を思い出さず、エマオの食卓に与り、復活の主を人々に証言するのです。

教会教育には 教会学校教案をどうぞ

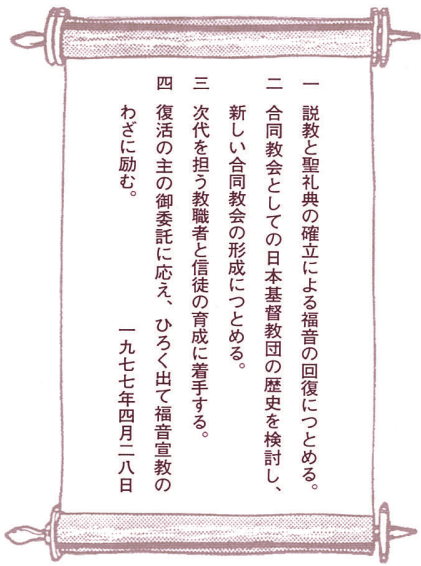
7月号 目次

巻頭言…………… 濱田 辰雄  
 「教会学校への教員参加を」  
 特集…………… 左近 豊  
 「証言としての旧約預言書」

7月号の教案  
 テキスト研究…………… 上田 光正  
 説教例

荒木かおり・正田 篤・具志堅 篤  
 吉本 紀子・道家 紀一・木下 喜也  
 岸 憲秀・網中 彰子・加藤 幹夫  
 高橋 信・高橋 証仕・野村 稔  
 聖句カードのお話…………… 浅見 寛・内田 知  
 分級教案…………… 箕 伸子・田中かおる  
 小林 貞夫・飯田 敏勝

読者の広場・教会紹介 立川神の教会(東京都)



- 一 説教と聖礼典の確立による福音の回復につとめる。
- 二 合同教会としての日本基督教団の歴史を検討し、新しい合同教会の形成につとめる。
- 三 次代を担う教職者と信徒の育成に着手する。
- 四 復活の主の御委託に応え、ひろく出て福音宣教のわざに励む。

一九七七年四月二八日

福音主義教会連合の主張 (創立感謝宣言より)

編集室

◇各地の教区総会が終わりました。教団総会議員が選出されましたが、焦点は未受洗者への配餐をめぐる戒規執行の是非でした。形式的な手続き論に重点がおかれたこと、戒規についての認識を十分に共有していなかったことでした。

◇本紙では、山口隆康先生にお願いし、戒規とは何かという根本問題から、その取り扱いにいたるまで、丁寧な解説を書いていただいております。教憲・教規は信仰告白にもとづいて教会が建てられていくためのもので、その理解と正しい適用が肝心なこととなります。その点で戒規は繊細で重大な課題であると思います。ぜひ、熟読してくださいませように。



6月号 contents

説教「形より筋、筋より読み」…………… 大三島義孝 1  
 Q&A「『戒規』とその手続きについて《5》」…………… 山口隆康 2  
 報告／伝道フォーラム in YOKOHAMA  
 『21世紀の新しい伝道-「キリスト教学校教会」を建設する意義』… 日野原七繪 5  
 リレー連載⑥「近藤彦著『キリスト教の世界政策』をめぐる」… 辻川 篤 6  
 シリーズ カオリさんの教会再発見⑥「礼拝堂」…………… 小泉 健 7  
 シリーズ 主イエスの肖像⑤「B・R・ハイドン画  
 《幼子たちを祝福される主イエス・キリスト》」… 近藤存志 8  
 献金感謝報告(2010年4月分)…………… 10  
 聖書日課(2010年7月)…………… 15  
 教案誌案内・編集室…………… 16

昭和52年10月13日第三種郵便物認可(毎月10日発行)  
 発行所 日本基督教団 福音主義教会連合  
 〒104-0061 東京都中央区銀座4-2-1 銀座教会堂ビル内  
 電話03-3561-0231 FAX03-3561-0242  
 郵便振替口座 001707133909  
 発行人 長山信夫  
 編集人 張田真  
 編集室 日本基督教団 鳥居坂教会内  
 〒106-0032 東京都港区六本木5-1-15  
 電話03-3401-8704 FAX03-3401-8289  
 定価1部2500円(〒60円) 年間購読料3000円(送料とも)  
 20部以上2000円